

第3回事業継続応援給付金にかかるQ&A

【事業者】

Q1. 対象となるのはどのような事業者か

A1. 市内の大企業を除く法人と個人事業者。法人は営利法人のみ（株式会社、特例有限会社、合名会社、合同会社、合資会社）を対象とし、公益法人（財団、社団）、中間法人（組合）、特定非営利活動法人（NPO法人）などは含みません。

法人	公法人	一般公共団体		↑ 非 該 当 ↓ ↑ 該 当 ↓	
		特殊法人			
	私法人	公益法人	財団法人		↓ ↑ 該 当 ↓
			社団法人		
		中間法人	労働組合		
			協同組合		
		特定非営利活動法人	NPO法人		
		営利法人	株式会社		
			合名会社		
			合同会社		
合資会社 (特例有限会社)					

Q2. 中小企業者はどのように定義しているのか

A2. 中小企業者の定義は以下のとおりです。

中小企業者の定義（中小企業庁）

業種分類	資本金 出資金総額	常時使用の 従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

【対象・申請】

Q 3. 岩沼市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3期～第5期）を申請している場合、申請できるか

A 3. 協力金（第3期～第5期）を申請している場合は申請できません。また、協力金は申請していなくても要請の対象となっている場合は申請できません。逆に、飲食店であっても、夜は20時までの営業で酒類の提供をしておらず、協力金の対象となっていない場合は、今回の給付金の対象となります。

Q 4. 国の「月次支援金」や県の「時短要請等関連事業者支援金」との重複申請はできるか

A 4. 当該給付金の要件を満たす場合は、重複申請が可能です。

Q 5. 複数の店舗、事業所や部門がある場合、切り分けて申請できるか

A 5. 申請は、法人又は個人事業者単位としているため、店舗（業種が違うものを含む）、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 6. 法人で市内に本社があるが、事業所（店舗）は市外にある場合は対象か

A 6. 本社が市内にある場合、対象となります。

Q 7. 法人で市外に本社があるが、事業所（店舗）は市内にある場合は対象か

A 7. 対象となりますが、市内に事業所（店舗）が複数あっても1社としての取扱となります。

Q 8. 個人事業者で市外に事業所（店舗）があるが、自宅が市内にある場合は対象か

A 8. 事業所（店舗）が市内にない場合対象とはなりません。ただし、自宅が客観的に事業所（事務所）として認められる場合は対象となります。

Q 9. 個人事業者で市内に事業所（店舗）があるが、自宅が市外の場合は対象か

A 9. 事業所（店舗等）が市内にある場合は対象となります。

Q 10. フランチャイズの場合は対象となるか

A 10. 本部とは別の法人・個人事業者が運営している場合は対象となります。

Q 11. 農事組合法人や農業者、漁業者は対象となるか

A 11. 確定申告をしていれば、いずれも対象となります。

Q 12. 個人事業者として市内で営農しているが、市外に住民登録をしている場合は対象となるか

A 12. 対象外となります。そのほか市内に住民登録があっても市外で営農している場合も対象外となります。

Q 1 3. 個人で漁業、住所は市内、市外の港に船を所有、店舗は持っていない場合は対象となるか

A 1 3. 岩沼市民として確定申告をしている場合対象となります。店舗が他市町村にあり、自宅が事業所等として客観的に認められない場合は対象とはなりません。

Q 1 4. 農業者の売上額の比較はどのようにするか

A 1 4. 売上額の比較については、コメ農家においては、収入に季節性がありますので、特例として、令和2年11月から令和3年10月までの売上額の合計と、令和元年11月から令和2年10月までの売上額の合計を比較し、20%以上減少した場合に対象となります。

Q 1 5. 主に移動販売車で営業している場合は対象となるか

A 1 5. 個人事業者で市内に住民登録があり、確定申告をしている場合は対象となります。

Q 1 6. 申請書の申請者情報と請求書の事業者名や代表者名等が異なるのはよいか

A 1 6. 必ず同一としてください。

Q 1 7. 銀行口座の種別が当座で、通帳が無い場合はどのようにすればよいか

A 1 7. 振込み先がわかるものをコピーして提出してください。

Q 1 8. 個人事業者の確認書類として、写真付きの身分証明書が無い場合はどのようにすればよいか

A 1 8. 通帳のコピーを提出している場合は、次の中からいずれか1つを選び、通帳のコピーを提出していない場合は2つ選び、そのコピーを提出してください。
[住民票・保険証・学生証・年金手帳・キャッシュカード・診察券]

Q 1 9. 代理申請は可能か

A 1 9. 申請は、法人(代表者)、個人事業者ともに、本人名義による申請となります。ただし、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ありません。

Q 2 0. 申請方法はどのようにすればよいか

A 2 0. 感染拡大を防止する観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。申請書等は市役所ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、市役所6階第2会議室に備え付けの申請書をご利用ください。

※郵便料金の不足により書類が受け取れない場合がありますので、提出前に重さや大きさを必ずご確認ください。

Q 2 1. 複数回、受給できるか

A 2 1. 今回の申請期間内、1回限りの申請とし、1回の支給となります。

【確定申告書】

Q 2 2. 売上額とはなにか

A 2 2. 確定申告書において「事業収入（営業等または農業）」として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた「所得」ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得は含みません。

Q 2 3. 事業収入が、「営業等」と「農業」の両方がある場合はどのようにすればよいか

A 2 3. どちらか好きな方をお選びください。合算すると比較が難しいので、片方だけで比較させていただきます。

Q 2 4. 副業している場合は対象となるか

A 2 4. 確定申告において事業収入がある場合は、副業をしている場合も対象になります。給付額については、事業収入だけの算出となります。

Q 2 5. 確定申告書類のコピーに收受印がない場合や e-Tax の場合はどのようにすればよいか

A 2 5. 提出していただく確定申告書類のコピーは、必ず税務署印か税理士印の收受印が押印されているもの、岩沼市の税務課で発行したものを提出してください。e-Tax の場合は、「受信通知」を提出してください。

Q 2 6. 郵送で確定申告し、手元に税務署の收受印がある申告書の控えがない場合

A 2 6. 税務署に提出した申告書の写しは、市役所の税務課で発行できますので（手数料300円）、そちらを添付してもらうことができます。または、担当が確認してよろしければ、こちらで税務課に確認します。

Q 2 7. 会社とは業務委託契約等を結んでいるが、給与という形で報酬が支払われている場合は対象となるか

A 2 7. 確定申告の際の収入が事業収入となっており、委託契約等の確認ができる場合は対象となりますが、給与収入となっている場合は対象とはなりません。

【売上額】

Q 2 8. 売上額の要件

- A 2 8. 令和3年の5月～10月のいずれか1カ月の売上額が令和元年または令和2年の同月比で20%以上減少した事業者に最大10万円を給付します。
※ただし協力金（第3期～第5期）を申請している場合は申請できません。

Q 2 9. 令和元年または令和2年の月別の売上額が無い場合はどうするか

- A 2 9. 確定申告の事業収入額を操業期間（1年の場合12）で割った平均の売上額（月額）と令和3年の5月から10月の任意のひと月の売上額を比較します。

Q 3 0. 令和3年10月以降に起業した事業者は対象になるか

- A 3 0. 令和3年9月までに創業することが条件のため、対象になりません。

Q 3 1. 令和2年中に開業したが、収入が低いため確定申告をしていない

- A 3 1. 令和2年中に開業していれば、課税対象とはならなくても、市役所で市民税申告をし、控えのコピーを提出してください。

Q 3 2. 令和3年中の売上額は、手書きでもよいか

- A 3 2. 手書きのもの（帳簿等のコピーなど）でも構いません。ただし、全ての月の帳簿等に「会社名または屋号と代表者名」を記載してください。

【支給について】

Q 3 3. 支給額が10万円未満の場合

A 3 3. 20%以上減少の比較した月の差が10万円未満の場合は、その額の1万円未満を切り捨てた額を支給します。

Q 3 4. 算出された支給額が1万円未満の場合はどうなるか

A 3 4. 「1万円未満切り捨て」のため、支給されません。

Q 3 5. いつ支給されるか

A 3 5. 書類の不備等が無ければ、申請から3～4週間程度でご指定の口座に入金する予定です。給付が決定した方には交付決定通知を送付します。

Q 3 6. 振込名義はなにか

A 3 6. 「イワヌマシオウエンキユウフ」です。

Q 3 7. 給付金の使い方に制限はあるか

A 3 7. 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて運転資金や設備資金として広くお使いいただけます。

Q 3 8. 給付金は課税の対象となるか

A 3 8. この給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者を応援するため、用途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。